

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)								
事業名	文化芸術の海外発信拠点形成事業		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	長官官房国際課		国際課長 佐藤 透		
会計区分	一般会計		政策・施策名	文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化芸術振興基本法 第15条		関係する計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針) (平成23年2月8日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的な受け入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンスなど)への支援を通じて、日本各地での文化創造と国際的発信の拠点作りを推進し、我が国の文化芸術の水準向上を図るとともに、海外への情報発信を強化する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)アーティスト・イン・レジデンス事業(以下、「AIR事業」という。) 外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム(招へいする外国人芸術家の滞在期間が30日間以上のものに限る。)やこれに附随して実施される公演、展覧会、セミナー、ワークショップ等の事業に対して補助を行う。 (2)アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業(以下、「類似・関連事業」という。) 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラムや優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム等に対して補助を行う。 ※東アジア文化芸術会議(東アジア共生会議)は「東アジア文化交流推進プロジェクト事業」へ、国際芸術フェスティバル支援事業は「国際芸術フェスティバル支援事業」へ行政事業レビューシート事業単位を変更。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		161	145	177		
		繰越し等		-	-	-		
		計		161	145	177		
	執行額			158	131			
	執行率(%)			98.1%	90.3%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (26年度)
	本事業は、国の継続的な支援により、将来に向けて文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進することを目的としており、成果がすぐに表れないことから、定量的な指標を設定することは困難である。		成果実績		—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	補助事業数 (1)AIR事業 (2)類似・関連事業		活動実績 (当初見込み)	件		(1)20 (2)7	(1)22 (2)3	(1)— (2)—
					((1)20・(2)6)	((1)24・(2)3)	((1)24・(2))	
単位当たりコスト	(1) 4.8(百万円/件) (2) 8 (百万円/件)		算出根拠	執行額:(1)106百万円/22件 (2)24百万円/3件				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.3 百万円						
	職員旅費	0.4 百万円						
	委員等旅費	0.2 百万円						
	庁費	0.01 百万円						
	文化芸術振興費補助金	176 百万円						
	計	177 百万円		※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。				

事業所管部局による点検															
		項目	評価	評価に関する説明											
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業については、平成23年度27団体採択に対し、66件の応募、平成24年度27団体採択に対し、53件の応募があった。このことから、本事業に対するニーズは非常に高いと判断できる。また、本事業は、我が国の文化芸術の海外発信拠点形成を推進し、発信力を高めることを目的とするものであり、国が戦略的かつ重点的に実施すべき事業である。											
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○												
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	補助事業者選定にあたっては、次のとおりの手続きとしている。 ①新規採択にあつては、公募を行ったうえで、事業選定に係る協力者会議による審査を経て、採択団体を決定、 ②継続団体にあつては、前年度事業報告書等に基づき、協力者会議による審査を経て、補助継続の可否の決定を行っている。 以上の手続きから、競争性を確保するものである。 また、補助対象の費目については、文化芸術振興費補助金(文化芸術の海外発信拠点形成事業)交付要綱(平成23年6月決定)に定めるものであり、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施に必要な費目に限定している。											
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—												
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○												
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—													
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	補助事業者の補助金交付申請書において、事業実施にあたり目標を設定することを求めており、その事業成果を事業翌年度に協力者会議に評価することとしている。また、協力者会議と補助事業者との意見交換の場を設けることにより、本事業の有効性及び実効性等を検証し補助事業の改善を図っている。あわせて、補助の条件として、補助事業者によるウェブサイトを通じた多言語での活動成果公表と招へい外国人芸術家等による日本滞在成果の発表を義務づけており、本補助事業の成果を国内外に広く発信・提供するよう努めている。											
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○												
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名												
点検結果	本補助事業の実施目的とする、日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進することは、広く求められているものであり、必要性が高く、資金投入の合理性を確保する一方、事業の評価・見直しも適宜行うことで、その有効性及び実効性についても担保している。また、国費支出の在り方においても、実績報告の際、証憑関係書類との照合を行うことにより、適正性を確保している。														
外部有識者の所見															
行政事業レビュー推進チームの所見															
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況															
備考															
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) <a href="http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html">http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html</a>															
関連する過去のレビューシートの事業番号															
	平成22年	—	平成23年	新23-0086	平成24年	0431									

※平成24年度実績を記入。

文化庁  
131百万円

諸謝金等 1百万円を含む

「アーティスト・イン・レジデンス事業」及び「アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業」の採択事業に対して補助を行う。



【公募・補助】

A. 民間団体等  
(25団体)  
130百万円

「アーティスト・イン・レジデンス事業」及び「アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業」で採択された事業を実施

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.株式会社エーシーオー沖縄			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	国際航空賃、国内交通費、滞在費(宿泊費、日当)	4			
文芸費	演出料、脚本料、音響・照明プラン料、舞台監督料、舞台美術・衣装等デザイン料、演	2			
舞台費	大道具費、衣装費、照明費、音響費、舞台スタッフ費、機材借料、会場設営費	2			
謝金等	謝金、宣伝費、印刷費、諸経費	1			
計		8	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社エーシーオー沖縄	2012国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわに係るアーティスト・イン・レジデンス類似・関連プログラム	8	—	—
2	有限会社スコット	国内外の演劇人を対象とした教育プログラム	8	—	—
3	大地の芸術祭実行委員会	大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ2012に係るアーティスト・イン・レジデンス類似・関連プログラム	8	—	—
4	アークスプロジェクト実行委員会	ARCUS Project 2012 IBARAKI(アークスプロジェクト2012いばらき)	5	—	—
5	特定非営利活動法人アーツイニシアティヴトウキョウ	東京から世界へ、新たな「知」と「経験」をつなぐアーティスト・イン・レジデンス・プログラム～アジア、南米、中東、アフリカなどの国と地域から～	5	—	—
6	公立大学法人青森公立大学	ACACアーティスト・イン・レジデンス2012「Storytellers」(仮称)	5	—	—
7	特定非営利活動法人S-AIR	IOC+S-AIR2012 - FRONTIER -	5	—	—
8	公益財団法人京都市芸術文化協会	京都芸術センターアーティスト・イン・レジデンス・プログラム	5	—	—
9	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	「黄金町バザール2012」国際アーティスト・イン・レジデンス事業	5	—	—
10	合同会社コマンドA	AIR3331-アーツ千代田3331を起点としたレジデンスプログラム	5	—	—

※補助事業

# 文化芸術の海外発信拠点形成事業



## 事業目的

異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受け入れや、国際的な文化芸術創造など各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンス等）を支援することにより、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。

## 事業内容

### 1. アーティスト・イン・レジデンス事業

- 外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム（いわゆる、アーティスト・イン・レジデンスプログラム）
- 上記に付随して実施される下記の事業
  - ・ 招へいした外国人芸術家が実施する創作作品の展示会、共同創作活動、ワークショップ、講演会、セミナー・シンポジウム等
  - ・ 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の我が国文化芸術の研究支援プログラム

### 2. アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業

- 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム
- アーティスト・イン・レジデンス及び芸術系大学等教育機関との連携により行われる共同創作、展覧会・公演等のプログラム
- 優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム等

## 補助対象者

- 地方公共団体又は法人格を有する者
- 地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会
  - ・ 法人格を有していない団体は、主たる構成員が芸術家又は芸術団体であり、規約や執行・会計組織等の要件を満たしている場合は対象

## 補助期間

- アーティスト・イン・レジデンス事業：原則5年間を限度に継続補助
- アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業：1年ごとの補助

# 1. アーティスト・イン・レジデンス事業

## [対象分野]

芸術分野の限定なし

## [対象事業]

※①は必須プログラム。①に付随して、②～⑥を複数実施することは可能。

- ①外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム → 滞在期間が30日間以上に限る／人数制限なし
- ②招へい外国人芸術家による創作作品の発表機会の提供
- ③招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員によるリサーチ活動
- ④招へい外国人芸術家と国内芸術家との共同創作活動
- ⑤招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員による講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等の活動
- ⑥外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の我が国文化芸術の研究支援プログラム → 滞在期間が20日間以上に限る／人数制限なし

## [対象事業の規模]

補助対象経費が500万円以上

## [補助の条件]

- ①ウェブサイトを通じて、日本語及び日本語以外の言語により、事業の活動成果を公表
- ②招へい外国人芸術家、研究者・学芸員は、離日後1年間以内に、成果を発表  
(例) ・日本以外の国での展覧会、演奏会、講演会、ワークショップ等の開催  
・新聞、雑誌、ウェブサイト等のメディアにおいて、日本語以外の言語により、成果を記事や論文として発表

# 2. アーティスト・イン・レジデンス類似・関連事業

## [対象分野]

芸術分野の限定なし

## [対象事業]

※①～④を複数実施することは可能。

- ①国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム  
→ 滞在期間の限定なし(ただし、作品の創作から展覧会・公演等を行う期間中、日本に滞在することが必要)
- ②アーティスト・イン・レジデンス及び芸術系大学等教育機関との連携により行われる共同創作、展覧会・公演等のプログラム
- ③優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム
- ④アーティスト・イン・レジデンスのネットワーク構築のためのセミナー・シンポジウム等の開催

## [対象事業の規模]

補助対象経費が800万円以上

<審査方法> 学識経験者等で構成する協力者会議に諮って文化庁長官が決定

<事業実施後の評価> アーティスト・イン・レジデンス事業については、協力者会議に諮って、補助の継続の可否を決定

## 期待される効果

### 1. 文化芸術の国際的な創造活動の場としての地位の確保及び対外発信強化

- ①日本の風土、文化の中での経験や将来有望なアーティストたちとの出会いにより、アーティストの創造力を培養
- ②アーティスト、キュレーター等との交流による新たな人材の発掘、アーティストのステップアップ・キャリアアップ、国際共同制作など新たなプロジェクトへの展開
- ③キュレーター等と滞在中のアーティストとの出会いによる国際的なネットワークの拡大、文化芸術の国境を越えた流通の機会
- ④異文化や異分野との出会いを通じた芸術表現の革新、国境やジャンルを越えた創造の場

### 2. 文化芸術による相互理解と国際交流

- ①創作活動を通じて成立したアーティスト間の個人的信頼関係により、草の根レベルの国際文化交流を促進
- ②アーティストによる国境を越えた移動の活性化による相互の文化発信(文化の伝播)
- ③世界的視野での文化芸術の振興に対する日本の国際貢献(とりわけアジアにおける国際貢献)

### 3. 地域活力の創出と産業振興

- ①異文化交流により、地域における文化多様性を認識、考え方や価値観の違いを受け入れる寛容性を促進
- ②新たに創造的人材を呼び寄せるような「磁場」を形成する可能性
- ③都市や地域が保有する文化資源に対する新しい視点の獲得、ネットワークの形成による国際的プレゼンスの向上
- ④地域資源としての歴史的建造物や遊休施設の有効活用による、文化芸術の振興、地域産業の再生と再構築



外国人芸術家の滞在制作風景  
(遊工房アートスペース・杉並区)



外国人芸術家によるワークショップ  
(アーカスプロジェクト・茨城)



# 文化芸術の海外発信拠点としての主な事例と効果について

## 成果作品の展覧・収蔵

**成果作品の展覧：**（1）米国の芸術家は滞在中に制作した映像作品がベネチアビエンナーレオープニングイベントで上映（A実行委員会\*）  
（2）米国の映像作家は滞在中に制作した映像作品が英国をはじめ世界各国8つの映画祭等で上映（Bセンター）  
**成果作品の収蔵：**台湾の芸術家が滞在中に制作した映像作品は高雄美術館に購入され所蔵作品となった（C美術館）

⇒ 2. ③文化芸術の振興に対する日本の国際貢献

## 国際共同制作

- （1）米国の振付家は日本の舞踏を調査、帰国後MOMA（ニューヨーク近代美術館）で調査結果をテーマとした新作を上演（D文化財団）
- （2）台湾の演出家は日本の芸術家と川端康成三部作のプロジェクトを立ち上げ、帰国後、台北と東京で新作を上演、2014年に新作も上演予定（D文化財団）
- （3）英国のダンサーは地域の伝統音楽・舞踊と共演するダンス作品を制作し、欧州・アジアで上演（Bセンター\*）

⇒ 1. ②新たなプロジェクトへの展開  
④芸術表現の革新、国境やジャンルを越えた創造の場

## 発信拠点

## 再来日の促進～日本ファンの拡大

- （1）英国の芸術家は2014年に再来日、2012年度のレジデンスの際に創作した作品の本公演を行う予定（E文化財団）
- （2）米国の芸術家は、今後も継続して日本でのリサーチを行う予定で、ニューヨーク市から助成を受け、再来日（D文化財団）

⇒ 2. ②移動の活性化による相互の文化発信  
3. ②創造的人材を呼び寄せるような創造的な「磁場」の形成

## 現地への招へい・紹介

- （1）24年度に招へいしたルーマニアのディレクターは滞在中日本のダンスをリサーチ、帰国後両国のダンス交流企画を立ち上げ、2013年度に日本から振付家やダンサーをルーマニアに招へい、2014年度にはルーマニアから振付家やダンサーが来日予定。更に、2015年度には日本のコンテンポラリーダンスを中心としたプログラムをルーマニアのフェスティバルにて発表予定（D文化財団）
- （2）インドネシアの芸術家は日本での経験を基に自国で同様のレジデンスプログラムを構築（A実行委員会\*）

⇒ 1. ③国際的なネットワークの拡大と文化芸術の国境を越えた流通の機会

\*は支援事業以前の実績も含む。

# 文化芸術の海外発信拠点形成事業の達成イメージ

## 国内のアーティスト・イン・レジデンスの現状と課題

### <現状>

- ・小規模・少人数・短期間の活動が多い
- ・地域社会への貢献、コミュニティとの関わりを意識

### <課題>

- ・財政基盤が脆弱
- ・専門知識や経験を持つ人材が不足
- ・海外と対等で双方向の「往来」の仕組みが未整備

## 国内の主要なレジデンスに対する支援を開始

### <2011 (H23)年度実績>

- ・応募数: 66件 (レジデンス事業 49件 / レジデンス類似・関連事業 17件)
- ・採択数: 27件 (レジデンス事業 20件 / レジデンス類似・関連事業 7件)
- ・招へい者数・国数・延べ日数・分野件数: 152名・33国地域・4,895日・美術21件、舞台芸術13件

### <2012 (H24)年度実績>

- ・応募数: 53件 (レジデンス事業 新規21件・継続20件 / レジデンス類似・関連事業 12件)
- ・採択数: 27件 (レジデンス事業 新規4件・継続20件 / レジデンス類似・関連事業3件)
- ・招へい者数・国数・延べ日数・分野件数: 113名・36国地域・5,069日・美術20件、舞台芸術10件

### <2013 (H25)年度予定>

- ・応募数: 未定 (レジデンス事業 継続24件 / レジデンス類似・関連事業 未定)
- ・採択数: 未定 (レジデンス事業 継続24件 / レジデンス類似・関連事業 未定)

2014(H26)～2015(H27) 支援を実施

- 財政・運営面における基盤(大学・企業・財団などからの支援協力)の充実
- 海外アーティスト(レジデンス)との定期的な交流の実現
- 国内レジデンスネットワークの形成(運営ノウハウの共有、普及活動を実施)

海外レジデンスとのパートナーシップを促進  
海外との対等・双方向の交流の実現  
国内ネットワークによる専門人材育成の実施

～2010 (H22)

- 発展途上の段階
- 発信拠点づくりには継続的支援が必要  
国内レジデンス数 : 70～100程度

- 4つの政策視点から支援事業を創設  
「文化創造」「文化発信」「国際交流」「国際貢献」  
→「国際的プレゼンス」「地域活性」にも有効

2011 (H23)～2013 (H25)

- 中期的な取組が可能な支援を実施  
支援数: 27件程度

- 3年目  
◎ 着実なプログラムの実施を通じて運営能力を高める

達成 2015 (H27)

- ◎ 事業成果を検証し、事業を見直す

2016 (H28)～2020 (H32)

- 中核拠点づくりに向けた重点化支援  
支援数: 10件程度

# 主要な海外のアーティスト・イン・レジデンスについて

## 【イギリス】

- ・**デルフィナ財団（ロンドン）**：現代アートアーティストやキュレーターを対象に、中東・北アフリカからの招へい（滞在期間3か月程度・年間15名）、英国・その他欧州からの同地域への派遣を実施。レジデンス事業費は英アーツカウンシル等の公的機関・民間財団からの支援。
- ・**ガスワークス（ロンドン）**：レジデンス事業と展覧会を開催。4つのスタジオに年間16名の現代アートのアーティストを海外から招へい（滞在期間3か月）。海外の公的機関等をパートナーとしてプログラムを展開。年間予算60万ポンド（約9,000万円）のうち、40%が英アーツカウンシルからの助成金。

## 【ドイツ】 \*ドイツは連邦共和国のため、州政府が独自に文化政策を展開

- ・**キュンストラウハウス・ベターニエン（ベルリン）**：現代アートを対象に、世界各国の文化省やアーツカウンシル、民間財団等とパートナーを組んで各国を代表する若手アーティストを選考。滞在は原則1年間。これまでに滞在したアーティストは約1,000名、その多くが国際的なアーティストとして活躍中。年間予算は非公開、うち40%がベルリン州政府からの財源。
- ・**パクト・ツォルフェライン（エッセン）**：ダンス・パフォーマンス・メディアアート等を対象に、炭鉱産業遺構の建物を改修し、スタジオ等に再利用。年間30件のレジデンスを採択、滞在は2週間から4か月。年間予算は200万ユーロ（2億6,000万円）はすべて州政府・市等の公的機関の補助金。

## 【海外のフェロースhip（個人助成）について】

- ・**アジア・カルチュラル・カウンシル（米国）**：アジアの芸術家がアメリカ等で創作・芸術活動やリサーチなどを行うことを支援（アーティスト・イン・レジデンスも対象）。
- 【日本人の主な事例】 武満徹（音楽・1968）・横尾忠則（美術・1968）・寺山修司（演劇・1970）・唐十郎（演劇・1982）・隈研吾（建築・1985）・村上隆（美術・1994/2005）

## 【フランス】

- ・**シテ・アンテルナショナル・デ・ザール（パリ）**：317戸のアトリエ兼住居、展示スペース、ホールなどを有する世界最大規模のレジデンス施設で、年間1,100人、これまでに15,000人以上が滞在（うち、日本人は120名強）。アトリエの8割は仏政府及び海外の政府機関、公的機関等が保有、推薦を受けた芸術家をシテ・デ・ザールが承認し入居する仕組み。年間予算400万ユーロ（5億2,000万円）のうち、パリ市からの補助金が70万ユーロ。
- ・**レ・シュブジスタンス（リヨン）**：修道院と軍用施設を改修したレジデンス施設で、年間70カンパニーが2週間から1か月滞在、宿泊場所・稽古場・共同制作費が提供される。年間予算が230万ユーロ（3億5,000万円）のうち、70%が市の補助金、その他は文化省・EU等の公的資金。

【韓国】 **ソウル文化財団／創作空間（ソウル）**：文化で地域を再生させ、産業に付加価値を生み出すことを目的とし、既存の建物を再利用した7か所の施設で多様なレジデンス事業を展開。レジデンス施設に係る年間予算は57.5億ウォン（約5億600万円）。

【中国】 **レッドゲート・レジデンシー（北京）**：国際的なフィールドで活躍する人材を中国で育成することを目的としたレジデンス。毎年、世界各国から約70名のアーティストが滞在。

【シンガポール】 **サブステーション**：変電所を改修したシンガポール初の非営利のアートセンター。2011年からのレジデンス事業により、招へいアーティストには2年間、リサーチ費用として1万シンガポールドル（約82万円）を支給、分野横断するリサーチや実験的な活動を支援。97万シンガポールドル（約8,000万円）のうち、アーツカウンシルの助成金が20%。

【オーストラリア】 **アジアリンク・アーツ（メルボルン）**：国内外のパートナー機関と連携し、幅広い分野の芸術関係者の交流をサポート、国内最古の歴史22年を有する。レジデンス予算は31万豪ドル（3,100万円）で、オーストラリア・アーツカウンシルのほか、公的機関から出資。

事業 NO 2

論点等説明シート

担 当 局 文化庁

事 業 名 文化芸術の海外発信拠点形成事業

論 点 等

- 文化芸術の国際的な創造・発信拠点の形成という事業目的に照らして、成果は上がっているのか。
- 地方公共団体や各種団体等との関わりを踏まえ、国として必要最小限の支援に特化するべきではないか。
- 当該事業の達成目標を設定した上で、取組を進めるべきではないか。